

健康寿命の延伸等を図るための循環器病（脳卒中等）対策基本法案の概要

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案」

1 目的

脳卒中、心臓病その他の循環器病は、国民の疾病による死亡の原因・国民が介護を要する状態となる原因の主要なものとなっている等国民の生命及び健康にとって重大な問題 → 循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療介護の負担軽減に資するため、

➡ **循環器病対策を総合的かつ計画的に推進**（第1条）

2 基本理念

- (1) ①循環器病の予防、②循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深める（第2条第1号）
- (2) ①循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施、②循環器病患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供、③循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者に対する福祉サービスの提供 その他の循環器病患者等に対する保健・医療・福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにする（第2条第2号）
- (3) ①循環器病に関する専門的、学際的又は総合的な研究が企業及び大学その他の研究機関の連携が図られつつ行われるようにその研究を推進、②研究等の成果を普及し、その成果に関する情報を提供、③企業等においてその成果を活用して商品又はサービスが開発され、提供されるようにする（第2条第3号）

3 責務

- (1) 国の責務（第3条）
基本理念にのっとり、循環器病対策を総合的に策定し、実施する
- (2) 地方公共団体の責務（第4条）
基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する
- (3) 医療保険者の責務（第5条）
国・地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努める
- (4) 国民の責務（第6条）
循環器病に関する正しい知識を持ち、その予防に積極的に取り組むよう努めるとともに、自己又はその家族等が循環器病を発症した疑いがある場合に、できる限り迅速かつ適切に対応するよう努める
- (5) 保健・医療・福祉の業務に従事する者の責務（第7条）
国・地方公共団体が講ずる循環器病対策に協力し、循環器病の予防等に寄与するよう努めるとともに、循環器病患者等に対し良質かつ適切な保健・医療・福祉に係るサービスを提供するよう努める

4 法制上の措置等

政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる（第8条）

5 循環器病対策推進基本計画等

- (1) 政府は、循環器病対策推進基本計画を策定（第9条）
- (2) 都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を策定（第11条）

6 基本的施策

- (1) 啓発及び知識の普及、禁煙・受動喫煙の防止の取組の推進等の循環器病の予防等の推進に係る施策（第12条）
- (2) 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るための体制の整備、救急救命士・救急隊員に対する研修の機会の確保等に係る施策（第13条）
- (3) 専門的な循環器病医療の提供等を行う医療機関の整備等に係る施策（第14条）
- (4) 循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者の生活の質の維持向上に係る施策（第15条）
- (5) 循環器病患者等に対する保健・医療・福祉に係るサービスの提供に関する消防機関、医療機関等の連携協力体制の整備に係る施策（第16条）
- (6) 循環器病に係る保健・医療・福祉の業務に従事する者の育成・資質の向上に係る施策（第17条）
- (7) 循環器病に係る保健・医療・福祉に関する情報（症例情報その他）の収集・提供を行う体制の整備、循環器病患者等に対する相談支援等の推進に係る施策（第18条）
- (8) 循環器病に係る研究の促進等に係る施策（第19条）

7 循環器病対策推進協議会等

- (1) 厚生労働省に、循環器病対策推進協議会を置く（第20条）
- (2) 都道府県は、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努める（第21条）

8 その他

- (1) 施行期日：公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（附則第1条）
- (2) 政府は、糖尿病に起因して人工透析を受けている者等で下肢末梢動脈疾患を有するものに関する施策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること等（附則第2条）
- (3) 政府は、てんかん等の脳卒中の後遺症を有する者に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること（附則第3条）